令和８年度

熊本市中学校校外生活の申し合わせ事項

熊本市中学校生徒指導委員会

子どもたちは社会の宝です。しかし、その子どもたちが育つ社会環境は、必ずしも安心・安全とは言えません。そうした環境の中で、子どもたちを危険から守り、健全に育てていくには学校と家庭、地域・社会が一体となって取り組んでいくことが必要です。この趣旨から、熊本市中学校生徒指導委員会では、飲酒・喫煙・薬物の使用など、法律で禁止されている行為に加え、中学生として望ましくない行動についても、市内すべての中学校で共通の取り決めを行っています。ご理解とご協力をお願いします。

１ 申し合わせ事項

(1) 遊びで外出する場合は、外出先と用件を保護者に伝えてから出かけ、帰宅は日没までを目安とする。

(2) 自転車に乗る際はヘルメットを着用(努力義務)し、交通ルールを守る。特に以下のような違反行為となる危険運転はしない。

・2 人乗り　・傘さしやイヤホン、スマホなどを使用しながらの運転　・2台以上での並走　・信号無視 ・アーケード街での自転車走行　・一時不停止　・逆走(車道の右側通行)　・無灯火

(3) 緊急時(事件や事故に巻き込まれた際)に、身分が証明できるよう、生徒証明書又は生徒手帳を携帯する。

(4) ゲームセンター(コーナー)、プリクラコーナー、カラオケボックス等が含まれる遊戯施設やネットカフェ等の利用は、条例に従い、保護者の責任のもとで行う。ただし、置き引きや恐喝、盗撮等の犯罪が起こりやすいため、十分に注意すること。条例により 18 時以降の利用は、保護者同伴でなければならない。なお、23 時以降(利用施設によっては 22 時以降)は保護者同伴でも補導対象となる。

(5) ショッピングモールやコンビニエンスストアなどの公共の場では、買い物や飲食など、正当な利用目的以外で、集団でたむろしたり、器物を破損したりするなど、他人に迷惑をかける行為をしない。

(6) 原則として、アルバイトはしない。

(7) サイクリング、キャンプ、登山、旅行、ハイキング、海釣りなど、遠方へ出かける場合は、保護者の責任のもとで行う。ただし、宿泊を伴うものは、原則、保護者同伴とする。

(8) 海や河川、江津湖一帯、湧水プール(嘉島等)などの遊泳については、水難事故や犯罪被害防止のため、保護者または引率者の同伴のもとで行い、その責任のもととする。ただし、江津湖の第三湖東橋付近やそうめん滝(益城等)など、遊泳や飛び込みが禁止されている場所は利用しない。

(9) 無断で他校(小学校・高校等も含む)へ行ったり、他校周辺にたむろしたりするなどの迷惑となる行為をしない。

(10) SNSやスマートフォン等のネット機器の利用については、各学校のルールを守り、保護者の責任のもとで行うこと。ペアレンタルコントロール(子どもの情報通信機器の利用を、保護者が監視・制限する機能)やフィルタリングなどの安全対策を行う。また、人を傷つける内容やトラブルを招くような書き込みをしない。不適切な動画・写真等の撮影及びネット上への掲載や交換もしない。

(11) 他者に迷惑をかけたり、危害を加えたりする恐れのある危険物や有害玩具類(エアガンや刃物等)は持ち歩かない。

(12) 喫煙に繋がり、健康を害する恐れがあるため、ニコチンを含まない電子たばこ類であっても、その使用及び携帯をしない。

２ 補導・被害(事故や事件に巻き込まれた)を受けた場合の心得

(1) 補導や指導を受けた場合

① 質問されたことには、正しく答える。

② 学校に必ず補導や指導を受けたことを届け出る。

(2) 事件や事故に巻き込まれた場合

① 被害を受けたら近くの警察署に届け、学校にも連絡する。

② 相手の特徴(背の高さ、髪形、服装など)を覚えておく。また、交通事故の場合は、相手の名前、車種、車の色、ナンバーなどを記録しておく。